

個人用防護装備防護マスク専用眼鏡の管理要領について（通達）

陸幕武化第 411 号
平成 14 年 7 月 15 日

改正 平成 15 年 4 月 1 日陸幕武化第 188 号	平成 31 年 4 月 19 日陸幕法第 133 号
平成 19 年 1 月 9 日陸幕法第 1 号	令和 3 年 3 月 12 日陸幕法第 101 号
平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号	令和 4 年 3 月 17 日陸幕武化第 103 号
平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号	令和 6 年 2 月 28 日陸幕武化第 76 号

陸上総隊司令官
各 方 面 総 監 殿
各 部 隊 長
各 機 関 の 長

陸上幕僚長
(公印省略)

(例規 77)

個人用防護装備防護マスク専用眼鏡の管理要領について（通達）

標記について、別紙「個人用防護装備防護マスク専用眼鏡の管理要領」のとおり実施されたい。

なお、陸幕化第 11 号（9. 2. 6）「防護マスク用視力補助具の管理要領について（通達）」（例規 77）は、廃止する。

添付書類：別紙「個人用防護装備防護マスク専用眼鏡の管理要領」

別 紙

個人用防護装備防護マスク専用眼鏡の管理要領

1 目的

00 式個人用防護装備及び 18 式個人用防護装備防護マスク専用眼鏡（以下「専用眼鏡」という。）の供用対象者並びに検眼、調達及び補給管理要領を定め、専用眼鏡の適切な管理を図る。

2 供用対象者

専用眼鏡は、次の各号に掲げる者が供用することができる。

- (1) 裸眼視力がいずれか一方の目でも 0.5 以下の者
- (2) 大型免許（けん引免許含む。）又は大型特殊免許を有し車両の操縦にかかわる者にあつては、裸眼視力がいずれか一方の目でも 0.7 以下の者

3 専用眼鏡の割当等

- (1) 陸上総隊、方面隊及び防衛大臣直轄部隊に対する専用眼鏡の割当数は、年度業務計画及び陸上幕僚長が別に定める計画（以下「年度業務計画等」という。）による。
- (2) 専用眼鏡は、防護マスクの附属品であり、保有基準を定めないものとする。

4 検眼の実施及び報告

- (1) 陸上総隊司令官、方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長（以下「方面総監等」という。）は、供用対象者に対して、自衛隊中央病院又は陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊病院（以下「自衛隊病院」という。）において検眼を実施させるものとする。

自衛隊病院で眼科の診療がない等のやむを得ない理由により自衛隊病院で検眼が実施できない場合は、指揮系統を通じて陸幕又は方面総監部等との調整により部外病院を利用できるものとする。

- (2) 前号に示す検眼を実施した自衛隊病院長等は、防護マスク用専用眼鏡検

眼証明書（付紙第1）（以下「検眼証明書」という。）を発行し、受検者に交付する。

- (3) 検眼証明書を交付された受検者は、部隊に検眼証明書を提出し、提出を受けた部隊は、「陸上自衛隊における保有個人情報等の安全管理等に関する達」に基づき保有個人情報等の管理区分を決定して接受するとともに、標準文書期間に基づき保存期間を設定し管理する。
- (4) 方面総監等は、当該年度に割当てを受けた人員分の検眼証明書に基づき防護マスク用専用眼鏡検眼結果（付紙第2）（以下「検眼結果」という。）を作成し、年度業務計画等に示す時期までに陸上幕僚長に検眼結果を報告するとともに、検眼結果及び検眼結果集計表（付紙第3）を支援担当補給処長（以下「補給処長」という。）及び補給統制本部長に通知するものとする。

5 調達・補給

補給統制本部長は、前項により通知を受けた検眼結果及び検眼結果集計表に基づき保管している専用眼鏡の再利用及び調達・補給を行うものとする。この際、こん包条件及び納地を指定するものとする。

6 受領及び初度交付

- (1) 補給処長は、第4項により通知を受けた検眼結果及び検眼結果集計表をもって受領検査を行うものとする。この際、受領検査はこん包単位ごとに行うものとする。
- (2) 補給処長は、受領した専用眼鏡を陸上自衛隊補給管理規則（陸上自衛隊達第71-5号（19.1.9）（以下「規則」という。））第26条に規定する補給系統により使用部隊等に推進補給するものとする。

7 供用・記録及び保管

- (1) 分任物品管理官は、専用眼鏡を受領したならば、電算機処理により供用し、防護マスク用専用眼鏡備付一覧表（付紙第4）（以下「備付一覧表」という。）により管理する。

この際、備付一覧表は2部作成し、1部を分任物品管理官が管理し、1部を専用眼鏡に添えて、取扱主任に交付するものとする。

- (2) 取扱主任は、次の各号に掲げる要領により管理するものとする。
ア 分任物品管理官から備付一覧表を受領後、隊員に専用眼鏡を供用する。

この際、検眼証明書に製造番号を記載するとともに専用眼鏡ケースに任意の要領で使用者の氏名を記載するものとする。

イ 防護マスク4形が00式個人用防護装備又は18式個人用防護装備（以下「個人用防護装備」という。）に換装され、防護マスク4形用視力補助具を供用する必要がないと判断される場合、速やかに補給処に後送するものとする。

ウ 次項の規定に基づきレンズのみの交換を行う場合は、作業要求命令書により所要の処置を行うとともに、備付一覧表の所要事項を修正し、隊員に専用眼鏡を供用する。

8 損耗等に伴う請求手続

初度交付を受けた使用部隊等の長が専用眼鏡及びレンズを次の各号に掲げる理由により請求する場合は、規則第51条の規定により請求するものとする。

- (1) 個人用防護装備整備実施規定（部隊整備用）のそれぞれの交換基準に該当する場合
- (2) 近視度の進行等により交換を必要とする場合

9 入校、人事異動、退職時及び交換時の措置

- (1) 専用眼鏡の交付を受けている隊員が入校する場合で携行が必要なときは取扱主任は入校間、備付一覧表に「入校携行中」であることを明記するものとする。
- (2) 専用眼鏡の交付を受けている隊員が異動する場合は、人事異動発令に基

づき管理換するものとする。この場合、専用眼鏡は異動者本人に携行させる。

また、専用眼鏡交付予定隊員が初度交付を前に異動した場合、補給処は異動前の使用部隊等に交付し、異動後の使用部隊等に管理換するものとする。

- (3) 専用眼鏡を供用されている隊員が、陸上自衛隊以外の国の機関に異動する場合は、次のとおり行うものとする。

ア 異動前の使用部隊等の長は、補給統制本部長に新所属を通知し、専用眼鏡を補給系統に従い関東補給処に後送する。

イ 関東補給処長は、後送された専用眼鏡を保管するものとする。

ウ 隊員が陸上自衛隊の部隊等に異動した場合、異動先の使用部隊等の長は、補給統制本部長に異動発令を通知（付紙第5）するものとする。

エ 補給統制本部長は、上記に基づき、専用眼鏡を補給系統に従い推進補給するものとする。

- (4) 国際機関に派遣された場合、前号に準じて行うものとする。

- (5) 専用眼鏡の交付を受けている隊員が退職する場合及び前項第2号により専用眼鏡を交換した場合は、補給系統を通じて専用眼鏡を補給処へ後送するものとする。

10 補給処の在庫管理

- (1) 補給処長は、使用部隊等から後送された専用眼鏡を年度ごとに取りまとめ、関東補給処長に後送するものとする。

- (2) 関東補給処長は、後送された専用眼鏡を保管するとともに、保管する専用眼鏡の検眼結果一覧（書式は付紙第3のとおりとする。）を作成し、補給統制本部長に通知する。

- (3) 補給統制本部長は、関東補給処長からの検眼結果一覧により専用眼鏡を管理し、再利用、保管及び処分の指示をするものとする。

- (4) 保管している専用眼鏡を再利用する場合は、レンズ、フレーム及び専用眼鏡ケースを利用する。レンズを再利用する場合は、検眼データの一致した隊員のみとする。

製造番号：

防護マスク用専用眼鏡検眼証明書					
区 分	個人用防護装備防護マスク専用眼鏡				
所 属					
階 級		氏 名		認 番	G
生年月日	(歳)		検眼年月日		
<p>検査機関名：</p> <p>検査責任者：</p>					

製造番号は専用眼鏡交付後に記載する。

発簡番号

発簡年月日

陸上幕僚長 殿

発簡者名
(公印省略)令和 年度防護マスク用専用眼鏡検眼結果
(化定第202号)

割当数	区分	個人用防護装備防護マスク専用眼鏡			
		部隊等名	人員数	部隊等名	人員数
部隊等別 検眼実施 人員数					
意見					

寸法：日本産業規格A4

注：陸上総隊は、総隊直轄部隊ごと、方面隊は師団、旅団及び方面隊直轄部隊ごとに記載する。

検眼結果集計表（一覧）

区分 個人用防護装備防護マスク専用眼鏡

一連 番号	部隊コード	部隊等名	階級	氏名	認識番号	検眼年月日	検眼結果						備考				
							PD	右		左							
球面 D	円柱 D°	球面 D	円柱 D°	球面 D	円柱 D°												

寸法：日本産業規格A4

防護マスク専用眼鏡備付一覧表

(新規)

製造番号	供 用 者		供 用 時 記 入 事 項 等		返 納 時 記 入 事 項 等		備 考
	階 級	氏 名	供 用 年 月 日	受 領 者 氏 階 級	返 納 年 月 日	受 領 者 氏 階 級	

- 供用時は、取扱主任又は取扱主任事務担当者が確認及び署名し、返納時は、管理官補助者（返納物品の受領者）が確認及び署名する。
- 入校により携行している場合は、備考欄に「入校携行中」と鉛筆書きで記載

寸法：日本産業規格 A 4

異動通知記載例

	1」 発 簡 番 号 発 簡 年 月 日
補給統制本部長 殿	
	第〇〇〇〇〇〇隊長 (公 印 省 略)
〇〇式個人用防護装備防護マスク専用眼鏡等を供用された隊員の 異動について（通知）	
標記について、下記のとおり通知する。	
記	
1 異動者	
階 級 氏 名（認識番号）	
2 陸上自衛隊以外の国の機関に転出前の所属	
陸自復帰者の通知時のみ記載	
3 新所属	
防衛監察本部（転出者のみ記載）	
4 供用品	
〇〇式個人用防護装備防護マスク専用眼鏡	
製造番号（〇〇-〇〇〇〇〇）	
配布区分：●●方面總監、第〇師団長、△△補給処長、関東補給処長	
保存期間：5年（〇〇、〇〇、〇〇まで保存）	